



令和4年8月3日からの大雨による災害で被災された皆さまへ

生活復旧支援情報をお知らせします

このたびの被災に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

被害に遭われた市民の皆さまに、生活復旧支援のための情報をお知らせします。詳しくは各担当課（村上市役所 ☎53-2111（各課内線））へご相談ください。

なお、このほかにも新潟県で作成した資料「被災者支援の手引き」もごございますので、あわせてご活用ください。詳しくは新潟県防災局防災企画課防災企画班（☎025-282-1605）へお問い合わせ願います。

今後、支援策が拡充された場合は、市報またはホームページ等でお知らせします。

●問い合わせ 総務課危機管理室 ☎53-2111（内線4917）

1 罹災証明書・被災証明書の交付

項目	内容	担当課	必要書類
罹災証明書の交付	災害による住宅の被害について、その事実を市が認定した場合に、住宅の被害の程度について証明するものです。	税務課 (内線2161)	・調査済証 ・本人確認書類 ・委任状（家族以外の代理人の場合）
被災証明書の交付	災害により、住宅以外の建物、車両及び家財等が被害を受けたという届出があったことを市が証明するものです。	市民課 (内線2212)	・被害の状況がわかる写真または修理等の費用に掛かる見積書など ・本人確認書類 ・委任状（家族以外の代理人の場合）

2 被災者生活再建支援金・災害見舞金・災害義援金の支給

項目	内容	担当課	必要書類
被災者生活再建支援金	災害により住居が損壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。	福祉課 (内線2320)	罹災証明書ほか
災害見舞金の支給	被災者生活再建支援金等の国・県の支援の対象とならない床下浸水等の被害を受けた世帯や、災害により身体に被害を受けた場合、その被害状況により災害見舞金を支給します。	総務課 (内線4197)	罹災証明書ほか
災害義援金の配分	災害により被害を受けた世帯に対し、全国から寄せられた災害義援金の配分を行います。	福祉課 (内線2320)	罹災証明書ほか

3 災害援護資金の貸付等

項目	内容	担当課	必要書類
災害援護資金の貸付	災害により被害を受けた世帯に対し災害援護資金の貸付けを行います。	福祉課 (内線2311)	罹災証明書ほか
生活福祉資金（緊急小口資金等）の貸付	社会福祉法人新潟県社会福祉協議会で行っている融資内容を紹介します。 相談窓口：村上市社会福祉協議会生活支援課 ☎62-7756	—	お問い合わせください

4 住宅の補修や生活関連について

●住宅について

項目	内容	担当課	必要書類
災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」	災害救助法の適用された災害に対して、日常生活に必要な欠くことのできない部分の修理に対して補助制度がありますので、ご相談ください。	都市計画課 (内線5311)	罹災証明書ほか
住宅再建資金の融資に対する利子補給	被災された皆さまの生活再建を支援するため、住宅の建築・購入・補修を行うための資金の借り入れに対する利子の補給を行う制度がありますので、ご相談ください。	都市計画課 (内線5311)	担当課へお問い合わせ願います。
建築確認手数料	市が認める災害の被災者が、自ら居住するための住宅を建築する場合に建築確認手数料が減免される場合がありますので、ご相談ください。	都市計画課 (内線5311)	罹災証明書ほか
被災家屋の解体、撤去	罹災証明書の被害状況が全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊の認定を受けた家屋について、建物全体を解体する場合、解体、運搬及び処分を公費で実施します。 全壊・大規模半壊…解体、運搬及び処分 中規模半壊・半壊…運搬及び処分	環境課 (内線3320)	担当課へお問い合わせ願います。
し尿汲み取り手数料	便槽への浸水があった世帯に対して、8月3日以降1回目の汲み取り手数料を免除します。(罹災証明書、被災証明書発行世帯)	環境課 (内線3311)	申請不要

●生活用品の給付等について

項目	内容	担当課	必要書類
災害救助法に基づく「生活必需品の給与又は貸与」	災害により住居が全壊又は半壊等の被害を受けた世帯で、生活上必要な被服、寝具その他の生活必需品が使用できなくなった方に生活用品の給与又は貸付けを行います。	福祉課 (内線2320)	担当課へお問い合わせ願います。

●自動車の廃車及び修理に対する補助について

項目	内容	担当課	必要書類
【9月30日追加】 被災自動車支援金	災害で自動車が使用できなくなった市民（中小企業など）及び修理が必要となった市民（中小企業など）に対して支援金を支給します。 修理の場合：修理費の10%、1台につき上限5万円 廃車の場合：1台につき10万円 補助上限：1世帯（1企業）あたり50万円	税務課 (内線2121)	担当課へお問い合わせ願います。

5 市税や保険料などの納付や減免

●納税の猶予について

項目	内容	担当課	必要書類
市税、保険料	災害により被害を受け、市税等の納付が困難な場合は、ご相談ください。	税務課 (内線2121)	罹災証明書ほか

●個人の市県民税について

項目	内容	担当課	必要書類
個人の市県民税	災害により住宅又は家財に受けた損害（保険等により補てんされるべき金額を除く）の程度により減免になる場合があります。	税務課 (内線2141)	罹災証明書ほか
個人の市県民税、所得税	災害による損害があった場合、申告することにより一定の金額の控除を受けられる場合があります。（雑損控除、災害減免）	税務課 (内線2141)	罹災証明書、修理の領収書ほか

●固定資産税について

項目	内容	担当課	必要書類
固定資産税	災害により損害を受け、10分の2以上の利用価値を減じた家屋で、損害の程度により減免になる場合があります。	税務課 (内線2162)	罹災証明書、その他損害の程度を証明することができる書類

●国民健康保険について

項目	内容	担当課	必要書類
国民健康保険税	災害により家屋及び家財具に著しい被害を受けた場合、損害の程度により減免になる場合があります。	税務課 (内線2152)	罹災証明書ほか
国民健康保険一部負担金	一部負担金の支払い又は納付義務を負う世帯主が、災害により死亡又は障がい者となるほか、資産に重大な損害を受けたことなどにより、生活が苦しくなり、医療費の一部負担金の支払いが困難となった場合において、申請により減免を受けられる場合があります。	保健医療課 (内線2410)	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支払証明書 ・収入資産等申告書 ・罹災証明書等、被害の状況が分かる書類

●介護保険について

項目	内容	担当課	必要書類
介護保険料	災害により住宅、家財具又はその他の財産に著しい被害を受けた場合、損害の程度により減免になる場合があります。	税務課 (内線2152)	罹災証明書ほか
居宅介護サービス費等	災害により著しい被害を受けた場合、損害の程度により利用者負担額の減免を受けられる場合があります。	介護高齢課 (内線3410)	
高齢者生活支援サービス利用料	災害により著しい被害を受けた場合、損害の程度により、給食サービスや軽度生活援助等の高齢者生活支援サービス利用料が減額または免除になる場合があります。	介護高齢課 (内線3420)	

●後期高齢者医療保険について

項目	内容	担当課	必要書類
後期高齢者医療保険料	災害により著しい被害を受けた場合、損害の程度により減免になる場合があります。	税務課 (内線2152)	罹災証明書ほか
後期高齢者医療一部負担金	被保険者が災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受け、一部負担金を支払うことが困難となった場合において、申請により減免を受けられる場合があります。	保健医療課 (内線2410)	罹災証明書等、被害の状況が分かる書類

●国民年金保険料について

項目	内容	担当課	必要書類
国民年金保険料	災害により財産に損害を受け、保険料の納付が困難になった場合、減免となる場合があります。	市民課 (内線2212)	担当課へお問い合わせ願います

6 保育料や学童保育所利用料などについて

項目	内容	担当課	必要書類
保育料	災害により被害を受け、利用者負担額の負担が困難となった場合、減免となる場合があります。	こども課 (内線2542)	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・家庭状況調査書
保育園の副食費	災害により被害を受け、副食費の負担が困難となった場合、減免となる場合があります。	こども課 (内線2542)	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書 ・家庭状況調査書

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
学童保育所利用料	災害により被害を受け、利用者負担額の負担が困難となった場合、減免となる場合があります。	こども課 (内線2551)	・罹災証明書 ・家庭状況調書
病児保育センターの使用料	災害により被害を受け、使用料の負担が困難となった場合、減免となる場合があります。	こども課 (内線2540)	・罹災証明書 ・家庭状況調書

7 教科書及び学用品等の給与について

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
教科書及び学用品等の給与	床上浸水以上の被害を受けた世帯で、教科書及び学用品等を喪失又は損傷し、就学上支障のある市立小学校児童及び中学校生徒に対し給与しますので、ご相談ください。	学校教育課 (72-6882)	罹災証明書

8 児童扶養手当等の支給制限の解除について

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
児童扶養手当の支給制限の解除	児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	こども課 (内線2553)	・罹災証明書 ・被災状況書
特別児童扶養手当の支給制限の解除	特別児童扶養手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	福祉課 (内線2322)	担当課へお問い合わせ願います。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成の助成対象であるが所得制限によって受給できない方が、災害により被害を受けたときは、所得制限非適用となり医療費助成を受給できる場合がありますので、ご相談ください。	こども課 (内線2553)	・罹災証明書 ・被災状況書

9 障がい福祉サービス等について

項 目	内 容	担 当 課	必要書類
障がい福祉サービス等に係る利用者負担	障がい福祉サービス等の利用に係る利用者負担額の費用の納入義務者が、災害によりその支払いが困難になったときは、費用額が減免される場合があります。	福祉課 (内線2321)	担当課へお問い合わせ願います。
重度心身障害者医療費助成事業の支給制限の解除	被災された方等又はその属する世帯の生計維持者が、災害により被害を受けたときは助成停止が解除される場合がありますので、ご相談ください。	福祉課 (内線2322)	担当課へお問い合わせ願います。
自立支援医療受給者証	自立支援医療を受けている被災者について、自立支援医療受給者証を提示できなくても医療機関を受診できる場合がありますので、ご相談ください。	福祉課 (内線2322)	担当課へお問い合わせ願います。
特別障害者手当の支給制限の解除	特別障害者手当又は障害児福祉手当の支給制限を受け、支給停止となっている方が、災害により被害を受けたときは支給停止が解除され、手当が支給される場合がありますので、ご相談ください。	福祉課 (内線2322)	担当課へお問い合わせ願います。
障害児福祉手当の支給制限の解除			
心身障害者扶養共済制度掛金	災害を理由として市民税の減免を受けている場合、被災状況によりその掛け金の額を減免します。	福祉課 (内線2322)	担当課へお問い合わせ願います。

10 上下水道料金について

項目	内容	担当課	必要書類
上下水道料金の減免	<p>災害により以下の方の上下水道料金を減免します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上下水道料金2か月分免除 <ul style="list-style-type: none"> ・床上床下浸水等により被災された方（罹災証明書発行世帯） ・朝日地域 高根集落・北大平集落 ●水道料金（基本料金）1か月分減免 <ul style="list-style-type: none"> ・断水に伴い飲用水としての使用を制限された方（荒川、神林地域全域及び山北地域の一部） 	上下水道課 (66-6190)	申請不要
上下水道料金の徴収猶予	<p>災害により上下水道料金の支払いが困難な方を対象に、料金の支払いを猶予します。</p> <p>対象料金：令和4年8月請求分以降 猶予期間：納付期限から最大1年間 申請期間：令和5年3月31日まで</p>	上下水道課 (66-6190)	水道料金等支払猶予申請書

11 中小企業等支援について

項目	内容	担当課	必要書類
信用保証料の補給	被災した事業者売上減少、設備の買換え等の影響により、今後の資金繰りに支障をきたすおそれがあることから、新潟県セーフティネット資金（自然災害要件）の貸付を受ける場合に、新潟県信用保証協会に支払う信用保証料を補給します。	地域経済振興課 (内線3610)	担当課へお問い合わせ願います。
【9月30日追加】 被災中小企業等再建支援事業補助金	被災した事業者の復旧・復興を推進するため、店舗や施設の復旧等の事業再建に係る経費を補助します。 県補助金：補助率4/6以内（上限3,000千円） 市補助金：補助率1/6以内（上限750千円）	地域経済振興課 (内線3610)	担当課へお問い合わせ願います。
【9月30日追加】 被災商業地域活性化事業補助金	被災した事業者の早期の事業再建を図るため、販路拡大等の経費を補助します。 事業主体：商工会等 事業内容：①販売促進、賑わい創出等の取組 ②空き店舗等を活用した仮設店舗設置 ③商業基盤施設整備 補助率：補助対象経費の2/3以内 補助上限：①1,000千円 ②2,000千円 ③3,000千円	地域経済振興課 (内線3610)	担当課へお問い合わせ願います。

12 農業者支援について

項目	内容	担当課	必要書類
【9月30日追加】 農林水産業施設等災害復旧支援事業補助金	被災した農業者の施設・機械等の復旧や被災地域の営農体制の整備等を行うため、復旧経費等の一部を補助します。 事業内容： ①施設の復旧 400千円以上 ②機械の修理 200千円～1,000千円 ③機械の導入 1,000千円～30,000千円 ④施設の整備 3,000千円～50,000千円 ⑤施設の復旧のうち400千円未満の経費に対して市単独で補助 ⑥機械の修理のうち200千円未満の経費に対して市単独で補助 補助率：①～④補助対象経費の6/10以内 ⑤～⑥補助対象経費の3/10以内	農林水産課 (内線3531)	担当課へお問い合わせ願います。

13 林業者支援について

項目	内容	担当課	必要書類
【10月12日追加】 森林作業道・林業 専用道の修繕支援	市内の民有林において、大雨により被災した森林作業道及び林業専用道を修繕するために必要な砕石（原材料）を支援します。	農林水産課 (53-3368)	担当課へお問い合わせ願います。 ※10月21日までに提出